

鋼船規則

M 編 溶接

規則

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

M 編 溶接

改正その 1

1 章 通則

1.2 溶接工事前の試験

1.2.1 試験の実施

-3.を-4.に改め、-3.として次の 1 項を加える。

-3. 化学成分の分析は、適当な設備と熟練したスタッフを有する試験室において、行わなければならない。機械試験に用いる試験機は、別に定める「**試験機規則**」による有効な証明書を有していなければならない。

~~-34.~~ 本会は、適当と認める証明書を有する溶接施工方法、溶接士の技量、溶接材料等について、見込みにより当該試験を省略することがある。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2016 年 12 月 27 日から施行する。

4 章 溶接施工方法及びその施工要領

4.2 突合せ溶接継手試験

4.2.7 衝撃試験*

表 M4.8 の備考を次のように改める。

表 M4.8 突合せ溶接継手の衝撃試験規格値（低温用圧延鋼材）

試験材の材料記号	試験温度 (°C) ⁽⁴⁾	A ⁽¹⁾	B, C, D, E ⁽¹⁾	
		最小平均吸収エネルギー値 (J) ⁽³⁾	最小平均吸収エネルギー値 (J) ⁽³⁾	
			L ⁽²⁾	T ⁽²⁾
KL24A	-40	27	41	27
KL24B	-50			
KL27	-60			
KL33	-60			
KL37	-60			
KL2N30	-70			
KL3N32	-95			
KL5N43	-110			
KL9N53	-196			
KL9N60	-196			
KLPA	-40		27	-
KLPB	-50			
KLPC	-60			
KLP2	-70			
KLP3	-95		34	
KLP9	-196		41	

(備考)

- (1) 図 M4.4 に示す試験片の切欠き位置
- (2) L は試験材の圧延方向が溶接方向と直角の場合を、T は試験材の圧延方向が溶接方向と平行な場合を示す。
- (3) 1 組の試験片のうち 2 個以上の試験片の吸収エネルギーの値が規定の最小平均吸収エネルギー値未満の場合又はいずれか 1 個の試験片の値が規定の最小平均吸収エネルギー値の 70%未満の場合は不合格とする。
- (4) ~~鋼船規則 N 編の規定が適用される場合、衝撃試験温度は次のとおりとする。~~
 - (a) ~~KL24A から KL5N43 までの衝撃試験温度は、K 編 3.4.5.2 に規定する表 K3.17 に示す温度のうちいずれか低い方の温度とする。~~
 - (b) ~~KLPA から KLPC までの衝撃試験温度は、設定温度より 5°C 低い温度または、20°C のうちいずれか低い方の温度とする。~~

4.2.11 再試験

-3.を次のように改める。

-3. 衝撃試験の結果が規格に合格しなかった場合であって、次の**(1)**及び**(2)**に掲げる場合以外には、試験片を採取した試験材と同じ試験材からさらに1組の試験片を採取して再試験を行うことができる。この場合、不合格になった試験片の値を含めて合計6個の試験片の吸収エネルギーの平均値が規定の最小平均吸収エネルギー値以上であり、かつ、当該合計6個の試験片のうち規定の最小平均吸収エネルギー値未満の試験片の数及び規定の最小平均吸収エネルギー値の70%未満の試験片の数がそれぞれ2個以下及び1個以下であれば、合格とする。

(1) 試験片がすべて規定の最小平均吸収エネルギー値未満の場合

(2) いずれか2個の試験片が規定の最小平均吸収エネルギー値の70%未満の場合

6 章 溶接材料

6.1 一般

6.1.7 再試験

-2.を次のように改める。

-2. 衝撃試験の結果が規格に合格しなかった場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合以外には、試験片を採取した試験材と同じ試験材からさらに 1 組の試験片を採取して再試験を行うことができる。この場合、不合格になった試験片の値を含めて合計 6 個の試験片の吸収エネルギーの平均値が規定の最小平均吸収エネルギー値以上であり、かつ、当該合計 6 個の試験片のうち規定の最小平均吸収エネルギー値未満の試験片の数及び規定の最小平均吸収エネルギー値の 70%未満の試験片の数がそれぞれ 2 個以下及び 1 個以下であれば、合格とする。

- (1) 試験片がすべて規定の最小平均吸収エネルギー値未満の場合
- (2) いずれか 2 個の試験片が規定の最小平均吸収エネルギー値の 70%未満の場合

附 則（改正その 2）

- 1. この規則は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶
*高速船については、1%を 3%に読み替える。
- 3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶